

第1章 ビジョン策定の背景・目的

1 ビジョン策定の背景と目的

2015（H27）年に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で、気候変動抑制に関する多国間協定である「パリ協定」が採択され、これを機に世界的に化石エネルギー源からの脱却と自立型・地域分散型のエネルギー体制への転換が加速しています。

同年の国連サミットで採択された国際社会共通の目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」において目指すこととされた17のゴールの一つである「クリーンなエネルギーをみんなに」という目標の実現に向け、多くの国々が官民を挙げて再生可能エネルギーをどのように定着させていくかということに取り組み始めています。

こういった世界的な潮流を受け、日本においても環境省が2016（H28）年に「地球温暖化対策計画」、2017（H29）年に「長期低炭素ビジョン」を策定し脱炭素社会の実現に向けて大きく踏み出しました。

また、経済産業省は2018（H30）年に策定した「第5次エネルギー基本計画」において、再生可能エネルギーを主力電源と位置付けるとともに、実現すべき具体的な目標として電源構成における再生可能エネルギーの割合を2030（R12）年までに22～24%とすることなどを謳うに至りました。

こういった中、地方でも非化石エネルギー源への移行と大規模集中型のエネルギーシステムの見直しを図り、再生可能エネルギーを基軸とした小規模分散型のエネルギーシステムを構築することにより、地域内経済循環につなげていくことへの機運が高まっています。

一方で、地域における分散型のエネルギー供給は防災力・耐災害性の向上においても大きな強みとなります。

地域に豊富に存在する再生可能エネルギー資源の積極的な活用が「脱炭素化」に貢献するとともに、地域経済活性化の柱となりうることはもちろんのこと、耐災害性の向上につながることから、その利用と普及の方向性を示すために「再生可能エネルギービジョン」を策定しようとするものです。

2 ビジョンの位置付け

本ビジョンは、「宮古市総合計画」の個別計画として位置付け、市が目指す将来像及びまちづくりの基本的な方向との整合を図りながら、「宮古市環境基本計画」を踏まえて推進します。

また、2013（H25）年に策定した「宮古市再生可能エネルギーマスタープラン」を承継するとともに、「宮古市東日本大震災復興計画」において復興重点プロジェクトとして進めてきた「森・川・海の再生可能エネルギープロジェクト」の次の段階として取り組む新たな再生可能エネルギー施策の方向性を示すものです。

●国の関連計画

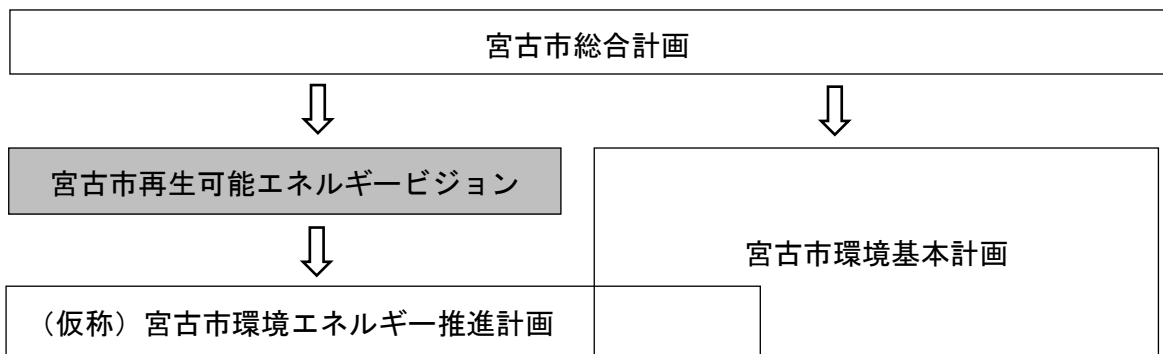
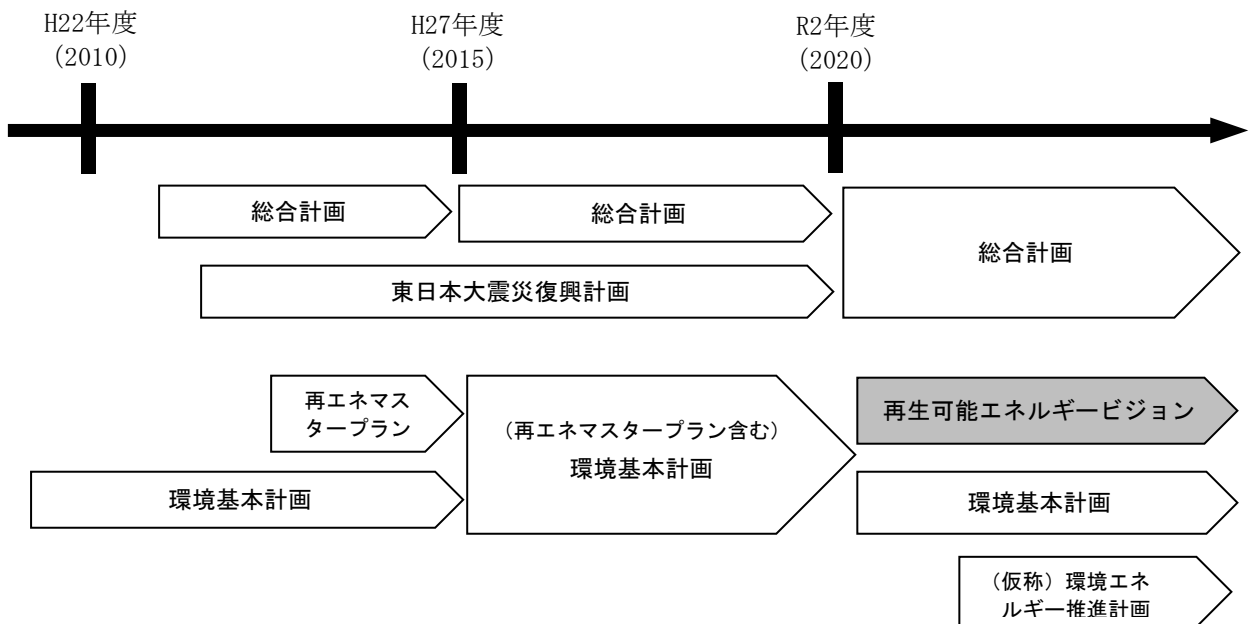
地球温暖化対策計画 (H28. 5) (環境省) 長期低炭素ビジョン (H29. 3) (環境省)

環境基本計画 (H30. 4) (環境省) エネルギー基本計画 (H30. 7) (経済産業省)

●岩手県の関連計画

岩手県環境基本計画 (H28. 3) 岩手県地球温暖化対策実行計画 (H28. 3)

●宮古市の関連計画と位置付け



3 再生可能エネルギーとは

再生可能エネルギーとは、太陽光、風力、水力、太陽熱などエネルギー源として永続的に利用できるものをいいます。バイオマスや温度差エネルギーなど自然現象ではなく再利用できる資源を使って生み出されるものも含まれます。また、今後は蓄電や蓄熱といった蓄エネルギーの推進も必要となってきます。

◎太陽エネルギー

- ・太陽光発電 太陽の光エネルギーを直接電気に変化する発電方式



- ・太陽熱利用 太陽の熱エネルギーを集熱器に集め、水や特殊な液体などの熱媒体を温めて暖房や給湯などに利用するシステム

◎風力エネルギー

- ・風力発電 風力で風車の羽を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こすシステム



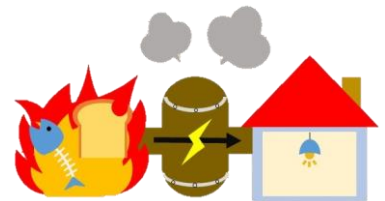
◎水力エネルギー

- ・中小水力発電 未利用の中小規模の河川や農業用水路などを発電に利用するシステム



◎バイオマスエネルギー

- ・バイオマス発電 動植物などから生まれた生物資源をバイオマスといい、これを燃焼するなどして発電するシステム



- ・バイオマス熱利用 バイオマス資源を直接燃焼し、排熱ボイラーから発生する蒸気の熱を利用するなどのシステム

◎温度差エネルギー

- ・温度差熱利用 地下水などの水源を熱源としたエネルギーを、ヒートポンプを使って利用するシステム

◎その他のエネルギー

- ・水素エネルギー
- ・波力、潮力エネルギー